

加工食品を製造・販売する際には放射性物質検査を受けましょう。

福島県相双保健所では、放射性物質の基準値を超過する加工食品の流通を防止し、食の安全・安心を確保するため、食品衛生法第 28 条に基づく収去検査を実施しています。

原材料では放射性物質の基準値を超過していない場合であっても、製造・加工中の乾燥や加熱などによる水分の減少などにより放射性物質濃度が高まることがあります。

定期的に出荷前の検査を行い、安全な食品であることを確認しましょう。

1. 検査対象食品

これまでの検査で基準値を超過したことがある品目、放射性物質が検出される頻度が高い品目及び食品衛生法で基準値が一般食品よりも低く設定されている品目を重点検査対象品目として収去検査を実施しています。

- (1) 山菜・きのこの加工品（乾燥きのこ、山菜水煮など）
- (2) 野菜・果実加工品（乾燥野菜、漬物類、乾燥果実、塩蔵野菜、ジャム類など）
- (3) 乾燥茶葉・野草茶・野菜茶
- (4) 魚介類加工品（魚介類加工品、海藻加工品など）
- (5) 乾燥穀類（そば粉、きな粉等）・もち類
- (6) 屋外での乾燥工程を有する加工品（凍み豆腐、凍み餅など）
- (7) はちみつ
- (8) ミネラルウォーター類、牛乳類
- (9) その他県内で製造・加工・販売される食品

※自家消費用の食品は受付していません。



2. 検査項目 放射性セシウム（セシウム-134 及びセシウム-137）

3. 検査に必要な検体量

食品の区分		検体量（可食部）
ミネラルウォーター類、原料に緑茶を含む清涼飲料水		2,000 mL 以上
牛乳・乳飲料等		1,000 mL 以上
乳児用食品	固形食品	700 g 以上
	液状食品	1,000 mL 以上
生鮮野菜・果実		500 g 以上
茶葉等を熱水で抽出して飲用される食品	チャノキ	100 g 以上
	チャノキ以外	50 g 以上
その他の固形食品	水戻しのある食品（切干大根、いもがら等）	200 g 以上
	水戻しのない食品（菓子、そうざい、漬物等）	200 g 以上
その他の液状食品（ジュース、ソース、酒等）		200 mL 以上

4. 検査の流れ

- (1) 検査を希望する場合は、事前に福島県相双保健所食品衛生チーム (0244-26-1358) まで御連絡ください。検体受付日について調整します。
- (2) 検査食品は、当所に持ち込みをお願いしています。包装され出荷できる状態、又は清潔なビニール袋等に入れた状態で持参してください。
- (3) 福島県衛生研究所においてゲルマニウム半導体検出器を用いて検査を行います。
- (4) 検査結果を文書で送付いたします。

※検査は無料です。(食品衛生法第 28 条に基づく収去により無償で採取します。)

5. 検査結果の公表

(1) 公表方法

福島県食品生活衛生課ホームページにおいて公表されます。

(2) 公表内容

- ア 製造加工場所又は販売場所の市町村名
- イ 採取日
- ウ 試料の種類
- エ 食品区分
- オ 測定結果

(3) 基準値を超過した場合

- ア 出荷前の食品
出荷を自粛していただきます。
- イ 既に流通販売されている食品
流通状況、製造方法等を確認します。
また、製造者・加工者氏名、施設所在地、当該食品に係る情報、その他の必要な事項を公表の上、製品を回収していただくことがあります。



6. 放射性物質の基準値

放射性セシウム (セシウム-134 及びセシウム-137 の合算値) の基準値は以下のとおりです。

食品群	一般食品	乳幼児食品	牛乳	飲料水 等
基準値	100 Bq/kg	50 Bq/kg	50 Bq/kg	10 Bq/kg

お問合せ先

福島県相双保健所 衛生推進課 食品衛生チーム
南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 番地

電話：0244-26-1358

Mail: sousou.syokuhin@pref.fukushima.lg.jp